

厚生労働省発社援 0121 第 4 号
令和 7 年 1 月 21 日

都 道 府 県 知 事
各 指 定 都 市 市 長 殿
中 核 市 市 長

厚生労働事務次官
(公 印 省 略)

社会福祉施設等災害復旧費の国庫補助について

標記の国庫補助金の交付については、平成 22 年 3 月 15 日厚生労働省発社援 0315 第 9 号本職通知の別紙「社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）により行われているところであるが、今般、交付要綱の一部が別紙新旧対照表のとおり改正され、令和 7 年 1 月 21 日から適用することとされたので通知する。

各都道府県知事におかれては、本通知中、市町村又は社会福祉法人等に対して国庫補助を行うこととされている部分については、貴管内市町村又は社会福祉法人等に対する周知につき配慮願いたい。

新	旧
別紙 第1 (略) 第2 社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金 1～8 (略) <u>(補助金の概算払)</u> <u>9 厚生労働大臣は、必要があると認める場合には、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。</u> (実績報告) <u>10</u> この補助金の事業実績報告は、次により行わなければならない。 補助事業者は、別紙3又は4の様式による報告書に関係書類を添えて、別に定める日までに地方厚生局長に提出するものとする。 (その他) <u>11</u> 特別の事情により6、8、<u>10</u>に定める算定方法及び手続きによりることができない場合には、あらかじめ地方厚生局長の承認を受けて、その定めるところによるものとする。 なお、この補助金について、精算交付申請を行う場合には、別途指示する期日までに別紙5又は6の様式による報告書を地方厚生局長に提出して行うものとする。 別表 (略) 別紙1～別紙9 (略)	別紙 第1 (略) 第2 社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金 1～8 (略) <u>(新設)</u> (実績報告) <u>9</u> この補助金の事業実績報告は、次により行わなければならない。 補助事業者は、別紙3又は4の様式による報告書に関係書類を添えて、別に定める日までに地方厚生局長に提出するものとする。 (その他) <u>10</u> 特別の事情により6、8、<u>9</u>に定める算定方法及び手続きによりることができない場合には、あらかじめ地方厚生局長の承認を受けて、その定めるところによるものとする。 なお、この補助金について、精算交付申請を行う場合には、別途指示する期日までに別紙5又は6の様式による報告書を地方厚生局長に提出して行うものとする。 別表 (略) 別紙1～別紙9 (略)

別 紙

社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱

第 1 通 則

社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、法令又は予算の定めるところに従い、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和 30 年法律第 179 号）、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令」（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適化法施行令」という。）及び「厚生労働省所管補助金等交付規則」

（平成 12 年 ^{厚生省}_{労働省} 令第 6 号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

第 2 社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金

（交付の目的）

- 1 社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金（以下第 2 において「災害復旧費補助金」という。）は、「生活保護法」（昭和 25 年法律第 144 号）、「老人福祉法」（昭和 38 年法律第 133 号）、「介護保険法」（平成 9 年法律第 123 号）、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（平成 17 年法律第 123 号）（以下「障害者総合支援法」という。）等の規定に基づき、社会福祉法人等が整備した次に掲げる施設であって、暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な自然現象により被害を受けた施設の災害復旧に関し、厚生労働大臣に協議して承認を得た災害復旧事業に要する費用の一部を補助することにより、災害の速やかな復旧を図り、もって施設入所者等の福祉を確保することを目的とする。

（定 義）

- 2 第 2 において「社会福祉施設等」とは、次の表の区分ごとに掲げる大分類、中分類及び小分類の施設をいう。

（1）（項）社会福祉施設整備費（目）社会福祉施設等災害復旧費補助金関係

区 分	大 分 類	中 分 類	小 分 類
① 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 38 条に基づく保護施設	保護施設	救護施設 更生施設 授産施設 宿所提供施設	
② 次のアからエに定める施設（以下「社会事業授産施設等」			

という。) ア 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第2項第7号に基づく授産施設（(1)による授産施設を除く。） イ 平成6年6月23日社援地第74号厚生省社会・援護局長通知「地域福祉センターの設置運営について」に基づく地域福祉センター ウ 社会福祉法第2条第3項第11号に基づく隣保館、生活館（アイヌ集落内に設置された建物）及び生活困窮者・ホームレス自立支援センター エ 昭和40年9月1日厚生省事務次官通知「へき地保健福祉館の設置及び運営について」に基づくへき地保健福祉館	社会事業授産施設 地域福祉センター 隣保館 生活館 生活困窮者・ホームレス自立支援センター へき地保健福祉館	地域福祉センター（A型） 地域福祉センター（B型）	
③ 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第7条及び第40条に基づき厚生労働大臣の指定を受けることのできる養成施設	介護福祉士等養成施設	社会福祉士養成施設 介護福祉士養成施設	

④ 障害者総合支援法第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業（同条第6項に規定する療養介護、同条第7項に規定する生活介護、同条第12項に規定する自立訓練、同条第13項に規定する就労移行支援及び同条第14項に規定する就労継続支援に限る。）を行う施設（以下「障害福祉サービス事業所」という。）並びに同条第11項に規定する障害者支援施設	障害福祉サービス事業所（療養介護事業、生活介護事業、自立訓練事業、就労移行支援事業、及び就労継続支援事業を行うものに限る。） 障害者支援施設		
⑤ 障害者総合支援法第5条第2項に規定する居宅介護、同条第3項に規定する重度訪問介護、同条第4項に規定する同行援護、同条第5項に規定する行動援護（以下「居宅介護」という。）、同条第8項に規定する短期入所、同条第15項に規定する就労定着支援、同条第16項に規定する自立生活援助、同条第17項に規定する共同生活援助及び同条第18項に規定する相談支援を行う事業所	居宅介護事業所 重度訪問介護事業所 同行援護事業所 行動援護事業所 （以下「居宅介護事業所」という。） 短期入所事業所 就労定着支援事業所 自立生活援助事業所 共同生活援助事業所 相談支援事業所		

⑥ 身体障害者福祉法第5条第1項に基づく身体障害者社会参加支援施設、昭和37年2月27日社発第109号厚生省社会局長通知「盲人ホームの運営について」に基づく盲人ホーム及び平成8年5月10日社援更第133号厚生省社会・援護局長通知「市町村障害者生活支援事業の実施について」に基づく市町村障害者生活支援センター（以下「身体障害者社会参加支援施設等」という。）	身体障害者社会参加支援施設 盲人ホーム 市町村障害者生活支援センター	身体障害者福祉センター 補装具製作施設 盲導犬訓練施設 視聴覚障害者情報提供施設	身体障害者福祉センターA型 身体障害者福祉センターB型 身体障害者デイサービスセンター 身体障害者更生センター 点字図書館 聴覚障害者情報提供施設
⑦ 障害者総合支援法第5条第27項に規定する地域活動支援センター	地域活動支援センター		
⑧ 障害者総合支援法第5条第28項に規定する福祉ホームで」に基づく心身障害児総合通園センター	福祉ホーム		
⑨ 生活保護法第30条に基づく日常生活支援住居施設	日常生活支援住居施設		
⑩ 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（令和4年法律第52号）	女性相談支援センター 一時保護所 女性自立支援施		

第9条第1項に基づく女性相談支援センター、同条第6項に基づく困難な問題を抱える女性の一時保護を行う施設（以下「一時保護所」という。）同法第12条第1項に基づく女性自立支援施設	設		
⑪ 上記以外の施設あって、当該施設について国が当該施設の設置及び運営についての基準を定めており、かつ、厚生労働大臣が特に整備の必要を認めるもの	その他施設		

（２）（項）介護保険制度運営推進費（目）社会福祉施設等災害復旧費補助金関係

区 分	大 分 類	中 分 類	小 分 類
① 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に基づく老人福祉施設、同法第5条の2第6項に基づく住居としての認知症高齢者グループホーム、平成6年9月14日老計第120号厚生省老人保健福祉局長通知「在宅複合型施設の整備について」に基づく在宅複合型施設、平成12年9月27日	老人福祉施設	老人デイサービスセンター 老人短期入所施設 養護老人ホーム 特別養護老人ホーム 軽費老人ホーム 老人福祉センター	軽費老人ホーム（ケアハウス） 都市型軽費老人ホーム 軽費老人ホーム（A型） 軽費老人ホーム（B型） 老人福祉センター（特A型）

老発第655号厚生省老人保健福祉局長通知「高齢者生活福祉センター運営事業の実施について」に基づく生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第28項に基づく介護老人保健施設、同法第8条第29項に基づく介護医療院、同法第8条第4項に基づく訪問看護の事業を行う事業所としての訪問看護事業所、老人福祉法第5条の2第5項に基づく小規模多機能型居宅介護事業を行う拠点としての小規模多機能型居宅介護拠点、老人福祉法第5条の2第2項に基づく老人居宅介護等事業を行う事業所のうち、夜間対応型訪問介護事業を行う事業所としての夜間対応型訪問介護事業所、平成26年9月12日医政発0912第5号厚生労働省医政局長、老発0912第1号厚	認知症高齢者グループホーム 在宅複合型施設 生活支援ハウス 介護老人保健施設 介護医療院 訪問看護事業所 小規模多機能型居宅介護事業所 夜間対応型訪問介護事業所 介護予防拠点 地域包括支援センター 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 看護小規模多機能型居宅介護事業所	老人介護支援センター	老人福祉センター（A型） 老人福祉センター（B型） 老人福祉施設付設作業所 在宅介護支援センター
--	--	------------	---

生労働省老健局長、保発０９１２第２号厚生労働省保健局長通知「医療介護提供体制改革推進交付金、地域医療対策支援臨時特例交付金及び地域介護対策支援臨時特例交付金の運営について」に基づく介護予防拠点、介護保険法第１１５条の４６に基づく地域包括支援センター及び同法第８条第１５項に基づく定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行う事業所としての定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、同法第８条第２３項に基づく複合型サービスを行う事業所としての看護小規模多機能型居宅介護事業所（以下「老人福祉施設等」という。）			
② 上記以外の施設であって、当該施設について国が当該施設の設置及び運営についての基準を定めており、かつ、厚生労働大臣が特に整備の必要を認めるもの	その他施設		

(交付の対象)

- 3 災害復旧費補助金は、直接補助事業の場合においては、次の事業を交付の対象とする。

次の表の①欄に定める施設の種類ごとに、②欄に定める設置根拠等により③欄に定める設置者が設置する施設に係る施設整備事業。

(1) (項) 社会福祉施設整備費 (目) 社会福祉施設等災害復旧費補助金関係

①施設の種類	②設置根拠等	③設置者	④国庫補助率
(1) 保護施設	生活保護法第40条	都道府県又は指定都市若しくは中核市	1／2
(2) 社会事業授産施設 等 ア 社会事業授産施設	社会福祉法第2条第2項第7号	都道府県又は指定都市若しくは中核市	1／2
イ 地域福祉センター (A型、B型)	平成6年6月23日社援地第74号厚生省社会・援護局長通知「地域福祉センターの設置運営について」	都道府県又は指定都市若しくは中核市	1／2
ウ 隣保館	平成14年8月29日厚生労働省発社援第0829002号厚生労働事務次官通知「隣保館の設置及び運営について」	指定都市又は中核市	1／2
エ 生活館	平成14年8月29日厚生労働省発社援第0829002号厚生労働事務次官通知「隣保館の設置及び運営について」	指定都市又は中核市	1／2
オ 生活困窮者・ホームレ	平成30年7月31日厚	都道府県又	1／2

ス自立支援センター	生労働省・国土交通省告示第2号ホームレスの自立の支援等に関する基本方針	は指定都市若しくは中核市	
カへき地保健福祉館	昭和40年9月1日厚生省事務次官通知「へき地保健福祉館の設置及び運営について」	指定都市又は中核市	1／2
(3)介護福祉士等養成施設	社会福祉士及び介護福祉士法第7条又は第40条	都道府県又は指定都市若しくは中核市	1／2
(4) 障害者支援施設等			
ア 障害福祉サービス事業所	障害者総合支援法第79条第1項第1号及び第2項	都道府県又は指定都市若しくは中核市	1／2
イ 障害者支援施設	障害者総合支援法第83条第2項及び第3項	都道府県又は指定都市若しくは中核市	1／2
ウ 居宅介護事業所、短期入所事業所、就労定着支援事業所、自立生活援助事業所、共同生活援助事業所及び相談支援事業所	障害者総合支援法第79条第1項第1号及び第2号並びに同条第2項	都道府県又は指定都市若しくは中核市	1／2
エ 地域活動支援センター	障害者総合支援法第77条第1項第9号及び第79条第1項第4号	都道府県又は指定都市若しくは中核市	1／2
オ 福祉ホーム	障害者総合支援法第77条第3項及び第79条第1項第5号	都道府県又は指定都市若しくは	1／2

		中核市	
(5) 身体障害者社会参加支援施設等			
ア 補装具製作施設及び視聴覚障害者情報提供施設 (中分類)	身体障害者福祉法第28条 第1項及び第2項	都道府県又は指定都市 若しくは中核市	1 / 2
イ 身体障害者福祉センター (中分類)	身体障害者福祉法第28条 第1項及び第2項	都道府県又は指定都市 若しくは中核市	1 / 2
ウ 盲導犬訓練施設	身体障害者福祉法第28条 第1項及び第2項	都道府県又は指定都市 若しくは中核市	1 / 2
エ 盲人ホーム	昭和37年2月27日社発 第109号厚生省社会局長 通知「盲人ホームの運営について」	都道府県又は指定都市 若しくは中核市	1 / 2
オ 市町村障害者生活支援センター	平成8年5月10日社援更 第133号厚生省社会・援 護局長通知「市町村障害者 生活支援事業の実施について」	都道府県又は指定都市 若しくは中核市	1 / 2
(6) 日常生活支援住居施設	生活保護法第30条	都道府県又は指定都市 若しくは中核市	1 / 2
(7) 女性自立支援施設等			
ア 女性相談支援センター 及び一時保護所	困難な問題を抱える女性への 支援に関する法律第9条 第1項及び第6項	都道府県又は指定都市	1 / 2
イ 女性自立支援施設	困難な問題を抱える女性への	都道府県	1 / 2

	の支援に関する法律第 12 条第 1 項		
(8) その他施設	別途厚生労働大臣が定める基準等	都道府県又は指定都市若しくは中核市	1 / 3 から 1 / 2 まで

(2) (項) 介護保険制度運営推進費 (目) 社会福祉施設等災害復旧費補助金関係

①施設の種類	②設置根拠等	③設置者	④国庫補助率
(1) 老人福祉施設等			
ア 老人デイサービスセンター	老人福祉法第 15 条第 1 項	都道府県又は指定都市若しくは中核市	1 / 2
イ 老人短期入所施設	老人福祉法第 15 条第 1 項	都道府県又は指定都市若しくは中核市	1 / 2
ウ 養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム	老人福祉法第 15 条第 1 項	都道府県又は指定都市若しくは中核市	1 / 2
エ 軽費老人ホーム (ケアハウス)	老人福祉法第 15 条第 1 項	都道府県又は指定都市若しくは中核市	1 / 2
オ 都市型軽費老人ホーム	老人福祉法第 15 条第 1 項	都道府県又は指定都市若しくは中核市	1 / 2
カ 軽費老人ホーム (A	老人福祉法第 15 条第 1 項	都道府県又	1 / 2

型)		は指定都市 若しくは 中核市	
キ 軽費老人ホーム（B 型）	老人福祉法第15条第1項	都道府県又 は指定都市 若しくは 中核市	1／2
ク 老人福祉センター（特 A型）	老人福祉法第15条第1項	都道府県又 は指定都市 若しくは 中核市	1／3
ケ 老人福祉センター（A 型）	老人福祉法第15条第1項	都道府県又 は指定都市 若しくは 中核市	1／3
コ 老人福祉センター（B 型）	老人福祉法第15条第1項	都道府県又 は指定都市 若しくは 中核市	1／3
カ 老人福祉施設付設作業 所	老人福祉法第15条第1項	都道府県又 は指定都市 若しくは 中核市	1／3
シ 在宅介護支援センター	老人福祉法第15条第1項	都道府県又 は指定都市 若しくは 中核市	1／2
ス 認知症高齢者グループ ホーム	老人福祉法第14条	指定都市又 は中核市	1／2
セ 在宅複合型施設	平成6年9月14日老計第 120号厚生省老人保健福 祉局長通知「在宅複合型施 設の整備について」	都道府県又 は指定都市 若しくは 中核市	1／2

リ 生活支援ハウス	平成１２年９月２７日老発第６５５号厚生省老人保健福祉局長通知「高齢者生活福祉センター運営事業の実施について」	都道府県又は指定都市若しくは中核市	１／２
タ 介護老人保健施設 （併設される通所リハビリテーション事業実施部分を含む）	介護保険法第９４条第１項（介護保険法第４１条第１項、及び同法第７２条第１項）	都道府県又は指定都市若しくは中核市	１／２
チ 介護医療院 （併設される通所リハビリテーション事業実施部分を含む）	介護保険法第１０７条第１項（介護保険法第４１条第１項、及び同法第７２条第１項）	都道府県又は指定都市若しくは中核市	１／２
ツ 訪問看護事業所	介護保険法第７０条第１項	都道府県又は指定都市若しくは中核市	１／３
テ 小規模多機能型居宅介護事業所	老人福祉法第１４条	指定都市又は中核市	１／２
ト 夜間対応型訪問介護事業所	老人福祉法第１４条	指定都市又は中核市	１／２
ナ 介護予防拠点	平成２６年９月１２日医政発０９１２第５号厚生労働省医政局長、老発０９１２第１号厚生労働省老健局長、保発０９１２第２号厚生労働省保健局長通知「医療介護提供体制改革推進交付金、地域医療対策支援臨時特例交付金及び地域介護対策支援臨時特例交付金の運営について」	指定都市又は中核市	１／２

ニ 地域包括支援センター	介護保険法第115条の4 6第2項	指定都市又は 中核市	1／2
ヌ 定期巡回・随時対応型 訪問介護看護事業所	介護保険法第8条第15項	指定都市又は 中核市	1／2
ネ 看護小規模多機能型居 宅介護事業所	介護保険法第8条第23項	指定都市又は 中核市	1／2
(2) その他施設	別途厚生労働大臣が定める 基準等	都道府県又は 指定都市 若しくは 中核市	1／3から1／2 まで

4 災害復旧費補助金は、間接補助事業の場合においては、次の事業を交付の対象とする。

次の表の①欄に定める施設の種類の種類ごとに、②欄に定める設置根拠等により③欄に定める設置者が設置する施設に係る施設整備事業に対し、④欄に定める補助根拠等により⑤欄に定める補助者が行う補助。

ア (項) 社会福祉施設整備費 (目) 社会福祉施設等災害復旧費補助金関係

①施設の種類の種類	②設置根拠等	③設置者	④補助 根拠 等	⑤補助者	⑥補助率	⑦国庫 補助率
(1) 保護施設	生活保護法第 40条又は第 41条	(ア) 市町村 (指定都市 及び中核市 を除き、特 別区を含 む。以下本 表において 同じ。)	予算措置	都道府県	3／4	2／3
		(イ) 社会福祉 法人又は日 本赤十字社	生活保護 法第74 条第1項	都道府県 又は指定 都市若し くは中核 市	3／4	2／3
(2) 社会事業						

授産施設等						
ア 社会事業 授産施設	社会福祉法第 2条第2項第 7号	(7) 市町村 (イ) 社会福祉 法人	予算措置 予算措置	都道府県 都道府県 又は指定 都市若し くは中核 市	3 / 4 3 / 4	2 / 3 2 / 3
イ 地域福祉 センター (A型、 B型)	平成6年6月 23日社援地 第74号厚生 省社会・援護 局長通知「地 域福祉センタ ーの設置運営 について」	(7) 市町村 (イ) 社会福祉 法人	予算措置 予算措置	都道府県 都道府県 又は指定 都市若し くは中核 市	3 / 4 3 / 4	2 / 3 2 / 3
ウ 隣保館	平成14年8 月29日厚生 労働省発社援 第0829002号 厚生労働事務 次官通知「隣 保館の設置及 び運営につい て」	市町村	予算措置	都道府県	3 / 4	2 / 3
エ 生活館	平成14年8 月29日厚生 労働省発社援 第0829002号 厚生労働事務 次官通知「隣 保館の設置及 び運営につい て」	市町村	予算措置	都道府県	3 / 4	2 / 3
オ 生活困窮 者・ホーム レス自	平成30年 7月31日 厚生労働省	市町村	予算措置	都道府県	3 / 4	2 / 3

立支援センター	・国土交通省告示第2号ホームレスの自立の支援等に関する基本方針					
カへき地保健福祉館	昭和40年9月1日厚生省事務次官通知「へき地保健福祉館の設置及び運営について」	市町村	予算措置	都道府県	3 / 4	2 / 3
(3) 介護福祉士等養成施設	社会福祉士及び介護福祉士法第7条又は第40条	(7) 市町村	予算措置	都道府県	3 / 4	2 / 3
		(4) 社会福祉法人	予算措置	都道府県又は指定都市	3 / 4	2 / 3
(4) 障害者支援施設等 7 障害福祉サービス事業所	障害者総合支援法第79条第2項	(7) 市町村	予算措置	都道府県	3 / 4	2 / 3
		(4) 障害者総合支援法第79条第2項に基づき事業を実施する法人（社会福祉法人、医療法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3 / 4	2 / 3

		団法人、NP 0法人、営 利法人等。 以下「社会 福祉法人 等」とい う。)				
イ 障害者支 援施設	障害者総合支 援法第83条 第3項又は第 4項	(7) 市町村 (4) 地方税法 (昭和25 年法律第2 26号)第 348条第 2項第10 の4号及び 第10の6 号の規定に より固定資 産税を課さ れないこと とされてい る法人(社 会福祉法 人、医療法 人、日本赤 十字社、公 益社団法人 又は公益財 団法人等。 医療法人を 除く。)	予算措置 予算措置	都道府県 都道府県 又は指定 都市若し くは中核 市	3 / 4 3 / 4	2 / 3 2 / 3
ウ 居宅介護 事業所、短 期入所事業 所、就労定 着支援事業 所、自立生	障害者総合支 援法第79条 第2項	(7) 市町村 (4) 社会福祉 法人等	予算措置 予算措置	都道府県 都道府県 又は指定 都市若し くは中核	3 / 4 3 / 4	2 / 3 2 / 3

活援助事業 所、共同生 活援助事業 所及び相談 支援事業所				市		
エ 地域活動 支援センタ ー	障害者総合支 援法第77条 第1項第9号 及び第79条 第2項	(7) 市町村 (4) 社会福祉 法人等	予算措置 予算措置	都道府県 都道府県 又は指定 都市若し くは中核 市	3 / 4 3 / 4	2 / 3 2 / 3
オ 福祉ホー ム	障害者総合支 援法第77条 第3項及び第 79条第2項	(7) 市町村 (4) 社会福祉 法人等	予算措置 予算措置	都道府県 都道府県 又は指定 都市若し くは中核 市	3 / 4 3 / 4	2 / 3 2 / 3
(5) 身体障害 者社会参加 支援施設等 ア 補装具製 作施設及び 視聴覚障害 者情報提供 施設(中分 類)	身体障害者福 祉法第28条 第2項又は第 3項	(7) 市町村 (4) 社会福祉 法人	予算措置 予算措置	都道府県 都道府県 又は指定 都市若し くは中核 市	3 / 4 3 / 4	2 / 3 2 / 3
イ 身体障害 者福祉セン ター(中分 類)	身体障害者福 祉法第28条 第2項又は第 3項	(7) 市町村 (4) 社会福祉 法人	予算措置 予算措置	都道府県 都道府県 又は指定 都市若し くは中核 市	3 / 4 3 / 4	2 / 3 2 / 3

リ 盲導犬訓練施設	身体障害者福祉法第28条第2項又は第3項	(7) 市町村	予算措置	都道府県	3 / 4	2 / 3
		(イ) 社会福祉法人	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3 / 4	2 / 3
		(ウ) 公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3 / 4	2 / 3
エ 盲人ホーム	昭和37年2月27日社発第109号厚生労働省社会局長通知「盲人ホームの運営について」	(7) 市（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。）	予算措置	都道府県	3 / 4	2 / 3
		(イ) 社会福祉法人	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3 / 4	2 / 3
オ 市町村障害者生活支援センター	平成8年5月10日社援更第133号厚生省社会・援護局長通知「市町村障害者生活支援事業の実施について」	(7) 市町村	予算措置	都道府県	3 / 4	2 / 3
		(イ) 社会福祉法人	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3 / 4	2 / 3
(6) 日常生活支援住居施設	生活保護法第30条	社会福祉法人等	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核	3 / 4	2 / 3

				市		
(7) 女性自立支援施設	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第12条第1項	社会福祉法人	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第21条第1項	都道府県	3 / 4	2 / 3
(8) その他施設		(ア) 市町村 (イ) 社会福祉法人又は日本赤十字社	予算措置等 予算措置等	都道府県 都道府県又は指定都市若しくは中核市	2/3から3/4まで 2/3から3/4まで	1/2から2/3まで 1/2から2/3まで

イ (項) 介護保険制度運営推進費 (目) 社会福祉施設等災害復旧費補助金関係

①施設の種類	②設置根拠等	③設置者	④補助根拠等	⑤補助者	⑥補助率	⑦国庫補助率
(1) 老人福祉施設等 ア 老人デイサービスセンター	老人福祉法第15条第2項	(ア) 市町村 (指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。以下本表において同じ。) (イ) 社会福祉	老人福祉法第24条第2項 老人福祉	都道府県 都道府県	3 / 4 3 / 4	2 / 3 2 / 3

		法人	法第24条第2項	又は指定都市若しくは中核市		
		(ウ) 営利法人、医療法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、NPO法人等 (法人の種別は問わない。社会福祉法人を除く。以下「民間法人」という。) (ただし、認知症対応型デイサービスセンターに限る。)	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3/4	2/3
イ 老人短期入所施設	老人福祉法第15条第2項	(7) 市町村	老人福祉法第24条第2項	都道府県	3/4	2/3
		(イ) 社会福祉法人	老人福祉法第24条第2項	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3/4	2/3
		(ウ) 民間法人 (ただし、	予算措置	都道府県又は指定	3/4	2/3

		虐待のほか、要介護者の急な疾病等に対応するための緊急ショートステイに限る。)		都市若しくは中核市		
ウ 養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム	老人福祉法第15条第3項又は第4項	(7) 市町村	老人福祉法第24条第2項	都道府県	3/4	2/3
		(4) 社会福祉法人	老人福祉法第24条第2項	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3/4	2/3
エ 軽費老人ホーム（ケアハウス）	老人福祉法第15条第5項	(7) 市町村	老人福祉法第24条第2項	都道府県	3/4	2/3
		(4) 社会福祉法人	老人福祉法第24条第2項	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3/4	2/3
		(ウ) 民間法人	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3/4	2/3
オ 都市型軽費老人ホーム	老人福祉法第15条第5項	(7) 市町村	老人福祉法第24条第2項	都道府県	3/4	2/3
		(4) 社会福祉法人	老人福祉法第24条第2項	都道府県又は指定	3/4	2/3

			条第2項	都市若しくは中核市		
		(ウ)民間法人	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3／4	2／3
カ 軽費老人ホーム（A型）	老人福祉法第15条第5項	(7) 市町村	老人福祉法第24条第2項	都道府県	3／4	2／3
		(イ) 社会福祉法人	老人福祉法第24条第2項	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3／4	2／3
キ 軽費老人ホーム（B型）	老人福祉法第15条第5項	(7) 市町村	老人福祉法第24条第2項	都道府県	3／4	2／3
		(イ) 社会福祉法人	老人福祉法第24条第2項	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3／4	2／3
ク 老人福祉センター（特A型）	老人福祉法第15条第5項	(7) 市町村	老人福祉法第24条第2項	都道府県	2／3	1／2
		(イ) 社会福祉法人	老人福祉法第24条第2項	都道府県又は指定都市若しくは中核市	2／3	1／2

ケ 老人福祉 センター (A型)	老人福祉法第 15条第5項	(7) 市町村	老人福祉 法第24 条第2項	都道府県	2／3	1／2
		(4) 社会福祉 法人	老人福祉 法第24 条第2項	都道府県 又は指定 都市若し くは中核 市	2／3	1／2
コ 老人福祉 センター (B型)	老人福祉法第 15条第5項	(7) 市町村	老人福祉 法第24 条第2項	都道府県	2／3	1／2
		(4) 社会福祉 法人	老人福祉 法第24 条第2項	都道府県 又は指定 都市若し くは中核 市	2／3	1／2
サ 老人福祉 施設付設作 業所	老人福祉法第 15条第5項	(7) 市町村	老人福祉 法第24 条第2項	都道府県	2／3	1／2
		(4) 社会福祉 法人	老人福祉 法第24 条第2項	都道府県 又は指定 都市若し くは中核 市	3／4	1／2
シ 在宅介護 支援センタ ー	老人福祉法第 15条第2項	(7) 市町村	老人福祉 法第24 条第2項	都道府県 又は指定 都市若し くは中核 市	3／4	2／3
		(4) 社会福祉 法人	老人福祉 法第24 条第2項	都道府県 又は指定 都市若し くは中核 市	3／4	2／3

ス 認知症高齢者グループホーム	老人福祉法第14条	(ウ) 医療法人	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3 / 4	2 / 3
		(エ) その他厚生労働大臣が認めた者	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3 / 4	2 / 3
		(7) 市町村	老人福祉法第24条第2項	都道府県	3 / 4	2 / 3
		(イ) 社会福祉法人	老人福祉法第24条第2項	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3 / 4	2 / 3
		(ウ) 民間法人	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3 / 4	2 / 3
セ 在宅複合型施設	平成6年9月14日老計第120号厚生省老人保健福祉局長通知「在宅複合型施設の整備について」	(7) 市町村	予算措置	都道府県	3 / 4	2 / 3
		(イ) 社会福祉法人	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3 / 4	2 / 3
リ 生活支援ハウス	平成12年9月27日老発	(7) 市町村	予算措置	都道府県	3 / 4	2 / 3

	第655号厚生省老人保健福祉局長通知「高齢者生活福祉センター運営事業の実施について」	(イ) 社会福祉法人	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3/4	2/3
		(ウ) 医療法人	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3/4	2/3
		(エ) その他厚生労働大臣が認めた者	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3/4	2/3
		(7) 市町村	予算措置	都道府県	3/4	2/3
タ 介護老人保健施設（併設される通所リハビリテーション事業部分を含む）	介護保険法第94条1項（介護保険法第41条第1項、及び同法第72条1項）	(イ) 社会福祉法人	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3/4	2/3
		(ウ) 医療法人	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3/4	2/3
		(エ) その他厚生労働大臣が認めた者	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3/4	2/3
		(7) 市町村	予算措置	都道府県	3/4	2/3
チ 介護医療院（併設される通所リ	介護保険法第107条1項（介護保険法	(イ) 社会福祉	予算措置	都道府県	3/4	2/3

ハビリテーション事業部分を含む)	第41条第1項、及び同法第72条第1項)	法人		又は指定都市若しくは中核市		
		(ウ) 医療法人	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3 / 4	2 / 3
		(エ) その他厚生労働大臣が認めた者	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3 / 4	2 / 3
ツ 訪問看護事業所	介護保険法第70条第1項	(ア) 市町村	予算措置	都道府県	1 / 3	10 / 10
		(イ) 社会福祉法人	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	1 / 3	10 / 10
		(ウ) 医療法人	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	1 / 3	10 / 10
		(エ) 非営利法人	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	1 / 3	10 / 10
テ 小規模多機能型居宅介護事業所	老人福祉法第14条	(ア) 市町村	老人福祉法第24条第2項	都道府県	3 / 4	2 / 3

ト 夜間対応型訪問介護事業所	老人福祉法第14条	(イ) 社会福祉法人	老人福祉法第24条第2項	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3／4	2／3
		(ウ) 民間法人	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3／4	2／3
		(エ) 市町村	老人福祉法第24条第2項	都道府県	3／4	2／3
		(イ) 社会福祉法人	老人福祉法第24条第2項	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3／4	2／3
		(ウ) 民間法人	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3／4	2／3
ナ 介護予防拠点	平成26年9月12日医政発0912第5号厚生労働省医政局長、老発0912第1号厚生労働省老健局長、保発0912第2号厚生労働省保健局長通知「医	(エ) 市町村	予算措置	都道府県	3／4	2／3
		(イ) 社会福祉法人	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3／4	2／3
		(ウ) 民間法人	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3／4	2／3

	療介護提供体制改革推進交付金、地域医療対策支援臨時特例交付金及び地域介護対策支援臨時特例交付金の運営について」			市		
ニ 地域包括支援センター	介護保険法第115条の4第2項又は第3項	(7) 市町村	予算措置	都道府県	3 / 4	2 / 3
		(4) 社会福祉法人	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3 / 4	2 / 3
		(ウ) 民間法人	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3 / 4	2 / 3
ヌ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	介護保険法第8条第15項	(7) 市町村	予算措置	都道府県	3 / 4	2 / 3
		(4) 社会福祉法人	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3 / 4	2 / 3
		(ウ) 民間法人	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3 / 4	2 / 3
ネ 看護小規模多機能型	介護保険法第8条第23項	(7) 市町村	予算措置	都道府県	3 / 4	2 / 3

居宅介護事業所		(イ) 社会福祉法人	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3 / 4	2 / 3
		(ウ) 民間法人	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3 / 4	2 / 3
(2) その他施設	別途厚生労働大臣が定める基準等	(7) 市町村	予算措置等	都道府県	2/3から3/4まで	1/2から2/3まで
		(イ) 社会福祉法人又は日本赤十字社	予算措置等	都道府県又は指定都市若しくは中核市	2/3から3/4まで	1/2から2/3まで

5 災害復旧費補助金は、災害復旧費において次に掲げる費用については補助の対象としないものとする。

- (1) 土地の買収又は整地に要する費用（災害による地形地盤の変動によって生じた地割れ等の復旧に要する費用を除く。）
- (2) 既存建物の買収（既存建物を買収することが建物を復旧することより、効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）に要する費用
- (3) 職員の宿舎に要する費用
- (4) 門、囲障、構内の雨水排水設備及び構内通路等の外構整備に要する費用（心身障害児総合通園センターの相談・検査部門に限る。）
- (5) 災害復旧事業以外の事業の工事施工中に生じた災害に係るもの。
- (6) 明らかに設計の不備又は工事施工の粗漏に起因して生じたものと認められる災害に係るもの。
- (7) その他災害復旧費として適当と認められない費用

（交付額の算定方法）

6 災害復旧費補助金の交付額は、次により算出する。

なお、事業ごとに算出された交付額に1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 直接補助事業の場合

ア 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表の第2欄に定める対象経費

の実支出額の合計額と、総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人の場合は、寄付金収入額を除く。）を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ 3の表の①欄に定める施設の種類ごとに、別表の第1欄に定める基準額の合計額を算出する。

ウ アにより選定された額と、イにより算出した額とを比較して少ない方の額の施設の種類の額（以下「国庫補助基本額」という。）に、3の表の④欄に定める国庫補助率を乗じて得た額の範囲内の額を交付額とする。

（2）間接補助事業の場合

ア 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表の第2欄に定める対象経費の実支出額の合計額と、総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人の場合は、寄付金収入額を除く。）を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ 4の表の①欄に定める施設の種類ごとに、別表の第1欄により算出した基準額の合計額を算出する。

ウ アにより選定された額と、イにより算出した額とを比較して少ない方の額に、4の表の⑥欄に定める補助率を乗じて得た額と、施設の種類ごとに算出した都道府県又は指定都市、中核市が補助した額の合計額とを比較していずれか少ない方の額の施設の種類の額（以下、「国庫補助基本額」という。）に、4の表の⑦欄に定める国庫補助率を乗じて得た額の範囲内の額を交付額とする。

（国の財政上の特別措置）

（3）次の表の①欄に定める区分ごとに②欄に定める対象施設の種類の掲げられる場合には、次のとおりとする。

（1）のうち「3の表の④欄に定める国庫補助率」とあるのは「（3）の表の③欄に定める国庫補助率」とし、（2）のうち「4の表の⑥欄に定める補助率」とあるのは「（3）の表の④欄に定める県補助率」と、「4の表の⑦欄に定める国庫補助率」とあるのは「（3）の表の⑤欄に定める国庫補助率」と読み替えて適用する。

区 分 ①	対 象 施 設 の 種 類 ②	直接補助 の事業の 場合	間接補助事業の場合	
		国庫補助 率 ③	県補助率 ④	国庫補助 率 ⑤
ア 沖縄振興特別措置	・ 救護施設	2/3	5/6	4/5

法（平成１４年法律第１４号）第４条に規定する沖縄振興計画に基づく事業として行う場合	・更生施設 ・宿所提供施設 ・補装具製作施設 ・視聴覚障害者情報提供施設（中分類） ・障害者支援施設			
	・授産施設 ・老人デイサービスセンター（養護老人ホーム又は特別養護老人ホームに併せて設置されるものに限る。以下この表において同じ。） ・老人短期入所施設（養護老人ホーム又は特別養護老人ホームに併せて設置されるものに限る。以下この表において同じ。） ・在宅介護支援センター（養護老人ホーム又は特別養護老人ホーム（中分類）に併せて設置されるものに限る。以下この表において同じ。） ・養護老人ホーム ・特別養護老人ホーム	7.5/10	8.75/10	7.5/8.75
イ 公害の防止に関する	・老人デイサービス	5.5/10	4/5	5.5/8

る事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和46年法律第70号）第2条に規定する公害防止対策事業として行う場合	・スセンター ・老人短期入所施設 ・在宅介護支援センター ・養護老人ホーム ・特別養護老人ホーム ・軽費老人ホーム			
ウ 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和55年法律第63号）第2条に規定する地震対策緊急整備事業計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）	・救護施設 ・養護老人ホーム ・特別養護老人ホーム ・障害者支援施設（生活介護又は自立訓練を行うものに限る。）	2/3	5/6	4/5
エ 地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）第2条に規定する地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）	・救護施設 ・養護老人ホーム ・特別養護老人ホーム ・障害者支援施設（生活介護及び自立訓練を行うものに限る。）	2/3	5/6	4/5

（交付の条件）

7 災害復旧費補助金の交付の決定は、次の条件が付されるものとする。

ア 事業の内容のうち、次のものを変更する場合には、当該都道府県の区域を管轄する地方厚生局長（徳島県、香川県、愛媛県及び高知県にあっては

速やかに四国厚生支局長、以下「地方厚生（支）局長」という。）の承認を受けなければならない。

（ア）建物の規模、構造又は用途（施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更を除く。）

（イ）建物の設置場所の変更

（ウ）入所定員又は利用定員

イ 事業を中止し、又は廃止する場合には、速やかに地方厚生（支）局長の承認を受けなければならない。

ウ 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに地方厚生（支）局長に報告してその指示を受けなければならない。

エ 事業により取得し又は効用の増加した不動産及びその従物については、適化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、地方厚生（支）局長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄してはならない。

オ 地方厚生（支）局長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

カ 事業により取得し又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

キ 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額0円の場合を含む。）は、別紙8の様式により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに地方厚生（支）局長に報告しなければならない。

なお、事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、地方厚生（支）局長に報告があった結果、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を国庫に納付しなければならない。

ク この補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙7の様式による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。ただし、地方公共団体以外の者にあつては、前記の調書に替えて事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、

その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

ケ 地方公共団体以外の者が事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。

コ 事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

サ 地方公共団体以外の者が事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど都道府県又は指定都市、中核市が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。

シ この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金の交付を受けてはならない。

ス 都道府県が市町村又は社会福祉法人等に対して、この間接補助金を交付する場合、若しくは、指定都市又は中核市が社会福祉法人等に対してこの間接補助金を交付する場合には、アからシまでに掲げる条件を付さなければならない。

この場合において、「事業」とあるのは「間接補助事業」と、「地方厚生(支)局長」とあるのは「都道府県知事」又は「指定都市、中核市長」と、「国庫」とあるのは「都道府県」又は「指定都市、中核市」と、「別紙8」とあるのは「別紙9」とそれぞれ読み替えるものとする。

セ スにより付した条件に基づき都道府県知事又は指定都市、中核市の長が承認又は指示する場合には、あらかじめ地方厚生(支)局長の承認又は指示を受けなければならない。

ソ 間接補助事業者から財産の処分による収入又は補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

タ 市町村又は社会福祉法人等がスにより付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を取り消すことがある。

(申請手続)

8 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。

補助事業者は、別紙1又は2の様式による申請書に関係書類を添えて、別に定める日までに地方厚生(支)局長に提出するものとする。

(補助金の概算払)

9 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

(実績報告)

10 この補助金の事業実績報告は、次により行わなければならない。

補助事業者は、別紙 3 又は 4 の様式による報告書に関係書類を添えて、別に定める日までに地方厚生（支）局長に提出するものとする。

（その他）

- 1 1 特別の事情により 6、8、10 に定める算定方法及び手続きによることができない場合には、あらかじめ地方厚生（支）局長の承認を受けて、その定めるところによるものとする。

なお、この補助金について、精算交付申請を行う場合には、別途指示する期日までに別紙 5 又は 6 の様式による報告書を地方厚生（支）局長に提出して行うものとする。

別表

算 定 基 準

1 基 準 額	2 対 象 経 費
厚生労働大臣に協議して承認を得た額	社会福祉施設等の災害復旧（施設の復旧と一体的に復旧されるものであつて、厚生労働大臣が必要と認めた復旧を含む。）に必要な工事費又は工事請負費（第2の5に定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であつて、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は工事費又は工事請負費の2.6％に相当する額を限度とする。）
厚生労働大臣に協議して承認を得た額	社会福祉施設等の災害復旧（応急仮設施設整備に限る）に必要な賃借料、工事費又は工事請負費（交付要綱第2の5に定める費用を除く。）

参考（改正後の通知全文）
厚生労働省発社援 0315 第 9 号
平成 22 年 3 月 15 日
第一次改正、第二次改正
第三次改正、第四次改正
第五次改正、第六次改正
第七次改正、第八次改正
第九次改正、第十次改正
第十一次改正、第十二次改正
第十三次改正、第十四次改正
第十五次改正
厚生労働省発社援 0121 第 4 号
令和 7 年 1 月 21 日

都 道 府 県 知 事
各 指 定 都 市 市 長 殿
中 核 市 市 長

厚生労働事務次官

社会福祉施設等災害復旧費の国庫補助について

標記の国庫補助金の交付については、別紙「社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）により行うこととされ、平成 21 年 4 月 1 日から適用することとされたので通知する。

なお、各都道府県知事におかれては、本通知中、市町村又は社会福祉法人等に対して国庫補助を行うこととされている部分については、貴管内市町村又は社会福祉法人等に対する周知につき配慮願いたい。